

情報提供

那医発第 582 号
令和 6 年 2 月 13 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

担当理事 玉城 仁



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局: 大城・上原 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

冲医発第 1553 号

令和 6 年 1 月 29 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会

会長 安里哲好



児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より、標記の通知がありましたのでお知らせ致します。

本件は、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方を通知したものとなっております。

本件に関し、日本医師会では、「正確な健康診断ができる環境整備を学校側が担保すること、その対応に関する説明責任は学校側にあること」の 2 点を主張しているとのことです。

今回、文部科学省が示した見解は

- ・ 検査・診察を行うまでの待機の際には着衣を
- ・ 着衣とは体操服や下着、あるいはタオル等といった着脱のしやすいもので身体を覆うことである。
- ・ 診察の際には診察可能な状態で
- ・ 着衣のままでは診察できない検査項目はその部位をきちんと提示する
となっております。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下会員施設への周知方につき、ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について
(令和 6 年 1 月 23 日 (日医発第 1879 号 (健 I)))

※ 関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課: 平良亮

TEL:098-888-0087

FAX:098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp

日医発第1879号(健I)
令和6年1月23日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会
会長 松本 吉郎
(公印省略)

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した
健康診断実施のための環境整備について (通知)

平素、本会学校保健事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より、本職宛、標記に関する周知依頼がありました。

別添は、文部科学省から各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方を通知したものです。

別紙には、検査・診察における対応の具体的な取組例、検査・診察時の服装、特に留意が必要な検査項目等が記載されております。

本件に関し文部科学省が通知を出すにあたり、本会からは「正確な健康診断ができる環境整備を学校側が担保すること、その対応に関する説明責任は学校側にあること」の2点を主張してまいりました。今回、文部科学省が示した見解は

- 検査・診察を行うまでの待機の際には着衣を
 - 着衣とは体操服や下着、あるいはタオル等といった着脱のしやすいもので身体を覆うことである
 - 診察の際には診察可能な状態で
 - 着衣のままでは診察できない検査項目はその部位をきちんと提示する
- というものです。

つきましては、貴会におかれましても、健康診断の実施にあたり、これらの点に関して学校医と学校との共通認識が十分に図られるよう、また、都道府県医師会と都道府県教育委員会等、地域の医師会と市町村教育委員会等との連携が図られるよう、ご配慮賜りたく、よろしく願い申し上げます。

5 初健食第 13 号
令和 6 年 1 月 22 日

公益社団法人 日本医師会
会長 松本吉郎 殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
南野圭史

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した
健康診断実施のための環境整備について（通知）

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 13 条に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たっては、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成 27 年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会）において示しているとおり、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要です。このため、文部科学省においては、「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」（令和 3 年 3 月 26 日付け事務連絡）を発出し、脱衣を伴う検査における留意点について周知したところです。

近年、健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護等への懸念が指摘される一方、着衣では正確な検査・診察が困難になる懸念も示されていることから、貴会等の学校保健関係者の意見を踏まえ、検査・診察における対応や検査・診察時の服装、関係者間の連携などについての考え方をとりまとめました。各学校においては、これを参考に、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備に取り組むよう、別添のとおり、都道府県教育委員会等を通じて依頼しております。

貴会におかれては、健康診断の実施に当たり、これらの点に関して、学校医と学校との共通認識が十分に図られるよう、また、都道府県医師会と都道府県教育委員会等、地域の医師会と市町村教育委員会等との連携が図られるよう、本件について周知いただきますようお願いいたします。

（本件担当）
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健指導係
TEL：03-5253-4111（内線 2918）

児童生徒等の健康診断の実施に当たっては、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要であることから、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方について通知します。

5 初健食第 13 号
令和 6 年 1 月 22 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
各都道府県私立学校主管部課長
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長
高等専門学校を設置する各公立大学法人担当課長
高等専門学校を設置する各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

南 野 圭 史

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した
健康診断実施のための環境整備について（通知）

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 13 条に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たっては、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成 27 年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会）において示しているとおり、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要です。このため、文部科学省においては、「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」（令和 3 年 3 月 26 日付け事務連絡）を発出し、脱衣を伴う検査における留意点について周知したところです。

近年、健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護等への懸念が指摘される一方、着衣では正確な検査・診察が困難になる懸念も示されていることから、学校保健関係者の意見を踏まえ、別紙のとおり、検査・診察における対応や検査・診察時の服装、関係者間の連携などについての考え方をとりまとめました。各学校においては、これを参考に、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備に取り組んでいただきますようお願いします。

なお、本件については、別途、公益社団法人日本医師会に対して、各都道府県医師会等に周知されるよう依頼しております。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み大学を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては各国立高等専門学校に対して、公立大学法人及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する高等専門学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の幼保連携型認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健指導係

TEL：03-5253-4111（内線2918）

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した 健康診断実施のための環境整備の考え方について

児童生徒等の健康診断を実施するに当たっては、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要となる。このため、学校においては、以下の考え方を参考に、円滑な健康診断実施のための環境を整備することが必要である。

1. 検査・診察における対応について

検査・診察に当たっては、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応を行う。具体的には、以下の例を参考に、各学校の施設設備の状況や実施体制等に応じて取り組む。

(具体的な取組例)

- ・男女別に検査・診察を行う。
- ・検査・診察時には、児童生徒等の身体が周囲から見えないう、囲いやカーテン等により、個別の検査・診察スペースを用意する。
- ・女子児童生徒等の検査・診察に立ち会う教職員は女性となるよう、教職員の役割分担を調整する（養護教諭を除き、原則、児童生徒等と同性の教職員が立ち会う）。
- ・検査・診察の会場（保健室や体育館、特別教室等）内では、待機人数を最小限にした上で、他の児童生徒等に結果等が知られたりすることがないように注意する。
- ・着替える場所を用意したり、待機時には体操服やタオル等で身体を隠せるようにしたりするなどの工夫を行う。

2. 検査・診察時の服装について

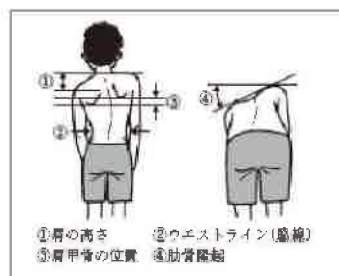
検査・診察時の服装については、正確な検査・診察に支障のない範囲で、原則、体操服や下着等の着衣、又はタオル等により身体を覆い、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮する。

また、検査・診察の場面においては、正確な検査・診察のため、必要に応じて、医師が、体操服・下着やタオル等をめくって視触診したり、体操服・下着やタオル等の下から聴診器を入れたりする必要があることについて、児童生徒等や保護者に対して事前に説明を行う。

(参考) 特に留意が必要な検査項目について

① 脊柱の疾病及び異常の有無

保健調査票等の情報を参考に、脊柱の捻れやわん曲などの脊柱の疾病及び異常の有無を確認する際に、正確な判断を行うため、視診し、必要に応じて、背中や腰を触診する場合があります。



脊柱に関する検査例
 (「児童生徒等の健康診断マニュアル」より)

② 胸郭の疾病及び異常の有無

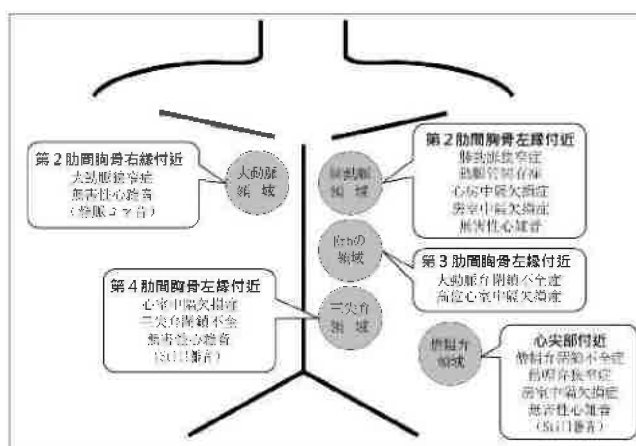
保健調査票等の情報を参考に、胸部の陥没や突出等の変形などの胸部の疾病及び異常の有無を確認する際に、正確な判断を行うため、視診し、必要に応じて、前胸部等を触診する場合があります。

③ 皮膚疾患の有無

伝染性軟属腫(みずいぼ)や伝染性膿痂疹(とびひ)、アトピー性皮膚炎などの皮膚疾患の有無を確認する際に、皮膚の状態を視診し、必要に応じて、触診する場合があります。なお、特に外傷の疑いがある場合などは、臀部や腹部を視診する場合があります。

④ 心臓の疾病及び異常の有無

心臓の疾病及び異常の有無を確認する際に、下着等の上からでは心臓の音が聞こえづらいため、右図の場所の肌に聴診器を当て聴診する。



聴診器を当てる場所の例

3. その他の配慮について

特に配慮が必要な児童生徒等については、検査・診察の時間や場所を工夫するなど、個別の対応を行う。

また、当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けられなかった場合の対応については、保護者に事前に周知する。

4. 関係者間の連携、児童生徒等や保護者の理解について

学校においては、健康診断の実施主体として、円滑な健康診断実施のための環境整備に努める。具体的には、健康診断の意義や重要性、検査・診察の内容や方法（服装を含む。）、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校医と相談し共通認識を持った上で、児童生徒等及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行う。

また、各学校における学校医との共通認識が十分に図られるよう、都道府県においては都道府県医師会と、市町村においては地域の医師会と、検査・診察時の服装を含め、具体的な検査・診察の方法等について協議し、周知する。